

公益財団法人横浜市建築保全公社調達公告第 22 号

簡易型条件付一般競争入札の施行

次のとおり「戸塚ポンプ場天井照明設備改修工事」ほか 2 件の工事について、簡易型条件付一般競争入札を行う。

令和元年 7 月 9 日

公益財団法人横浜市建築保全公社  
理 事 長 二 宮 智 美

1 入札参加資格

入札参加者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程（平成 26 年規程第 4 号）第 3 条に規定するものとする。
- (2) 横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
- (4) 公益財団法人横浜市建築保全公社電子入札システム利用申請申込を行い、審査が終了している者であること。
- (5) IC カードを購入し、電子入札システムにより利用者登録を行った者であること。
- (6) その他、詳細については、公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程、公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程施行要領、公益財団法人横浜市建築保全公社電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市工事請負等競争入札参加要領等に定めるところによる。

2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。
- (2) 設計図書のダウンロード  
ア 設計図書の購入先・申込期限欄において、「電子図渡し」としている案件（以下「電子図渡し案件」という。）については、入札情報公開システムより設計図書をダウンロードすること。  
なお、設計図書ダウンロード用パスワードは電子入札システムより工事ごとに入手すること。また、工事ごとに定める期間において、設計図書を閲覧に供する。  
イ 電子図渡し案件以外の案件については、工事ごとに定める期間において、設計図書を購入しなければならない。設計図書の購入先及び購入申込み期間は工事ごとに定める。  
また、工事ごとに定める期間において設計図書を閲覧に供する。

3 入札方法等

- (1) 入札の期間及び開札の予定日時については、工事ごとに定める。
- (2) 入札参加者は、定められた期間内において電子入札システムにより入札書を提出すること。また、郵送による入札は認めない。
- (3) 電子入札システムによらない入札参加については、運用基準第 7 条に定める場合を除き、認めない。
- (4) 入札にあたっては、別途指定がある場合を除き、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出については、運用基準第 10 条を参照すること。また、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。  
なお、工事費内訳書とは、公社が工事ごとに定めた参考設計書のうち、大項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び工事価格）が明示されたものをいう。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税抜きの金額を入札金額とすること。

- (6) 入札の回数は1回とする。

なお、開札した結果、各者の入札のうち予定価格（消費税及び地方消費税を除く）の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、当該入札を不調とする。

ただし、予定価格を開札後公表する工事については、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度入札を1回行う。

- (7) 合併入札の場合には、合併の対象となる全ての工事の合計金額を入札金額とすること。

#### 4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程第15条の規定に該当する入札
- (2) 1に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 3(4)に定める工事内訳書の提出をしない者が行った入札、又は3(4)の定めに従わない工事内訳書を提出した者が行った入札

#### 5 再度入札

3(6)に定める再度入札は次のとおり実施する。

- (1) 再度入札に関する事項は、1回目の入札参加者あてに電子入札システムより再入札通知書に記載し、通知する。
- (2) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。ただし、1回目の入札が4に定める入札の無効に該当した者又は各工事に定める最低制限価格未滿の者の再度入札は認めない。
- (3) 再度入札の回数は1回とする。
- (4) 再度入札期間については、1回目開札の翌日正午までとする。ただし、該当する日が土曜・日曜・祝祭日等の電子入札システム利用停止日の場合は、翌、電子入札システム稼働日の正午までとする。
- (5) 再度入札開札予定日時は、原則として再度入札期間末日の午後1時とする。

#### 6 積算疑義申立て制度

積算疑義対象工事については、開札後積算に疑義がある場合は、工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱（以下「積算疑義取扱要綱」という。）に基づき、次のとおり申立てすることができる。

- (1) 対象工事については、工事ごとに調達公告版に記載する。
- (2) 申立てできる者は、対象工事の入札に参加した者とする。
- (3) 申立ては、開札日の午後1時（再度入札の場合は再度入札開札後とする）より開札翌日午後5時（土日祝日を除く）までの期間に、積算疑義申立て書を提出することにより行うことができる。

また、申立てを行うにあたり、金額入り設計書を閲覧することができる。

閲覧する際は、金額入り設計書閲覧請求書及び対象工事の保留通知書を提出すること。

ただし、再度入札の場合に1回目開札時に失格となった者は保留通知書を入札書受信確認通知に代えて、再度入札開札後、請求することができる。

- (4) 申立ての回答は、工事担当課より文書にて回答する。あわせてホームページ等に掲載する。
- (5) 申立て結果の取扱いは積算疑義取扱要綱第5条に基づき行う

#### 7 入札参加資格の確認及び落札の決定

- (1) 開札後、保留通知書を入札参加者に通知する。
- (2) 工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者（以下「落札候補者」という。）とし、落札候補者決定通知を落札候補者に通知する。

なお、最低の価格をもって入札を行った者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

- (3) 積算疑義取扱要綱第3条第1項及び第2項に規定する積算疑義申立て期間終了後、落札候補者決定通知を落札候補者に通知し、落札の決定は保留する。

ただし、積算疑義申立て書の提出があった工事については、申立て者へ回答後、該当者がいる場合のみ落札候補者決定通知を通知する。

- (4) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。

- (5) (4)に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
  - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
  - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(4)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (6) (4)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類を、落札候補者決定通知書の送付から翌日の午後3時までの間に電子入札システムを通じ競争参加資格確認申請書に添付して提出し、確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に競争参加資格確認申請書及び添付書類が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(5)イの手続きにより落札者を決定する。
- (7) (5)イの手続きにより、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (8) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。
- (2) 契約保証金の要否については、工事ごとに定める。
- (3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程第32条の規定による。

## 9 契約金の支払方法

- (1) 前金払いの有無及び方法は、工事ごとに定める。
- (2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の4以内の額を支払う。

## 10 その他

- (1) 工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
- (2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。
- (3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、公社が定める契約書の取り交わしをするものとする。
- (4) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、1に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。
- (5) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延長を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。
- (6) 開札後、落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできないものとする。
- (7) その他、この公告に規定のない事項については、公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する入札取扱要綱及び横浜市工事請負等競争入札参加要領等に定めるところによるものとする。

契約番号	19-2181					
入札方法	電子入札					
入札型式	簡易型条件付一般競争入札					
工事件名	戸塚ポンプ場天井照明設備改修工事					
施工場所	戸塚区戸塚町127番地					
工事概要	照明器具更新工事（LED化）及び安定器盤撤去工事					
工期	契約締結の日から令和 元 年 11 月 29 日 まで					
予定価格	¥22,410,000 （消費税及び地方消費税を除く）					
最低制限価格	開札後に公表					
入 札 参 加 資 格	令和元年度の横浜市入札参加資格登録を有する者で下記の1から7までの条件を満たす者。					
	1	登録工種	電気			
	2	格付等級	A・B			
	3	登録細目	電気設備工事			
	4	所在地区分※	市 内 ※横浜市入札参加資格登録の際、登記簿上の本店及び経審申請の主たる営業所が横浜市外の場合は、「準市内」又は「市外」登録となり、対象外です。			
	5	所在区指定	南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、栄区又は泉区 のいずれかに主たる営業所の所在地があること。 ※「優良工事施工者表彰受賞者リスト（平成31年4月1日付）」掲載者は所在区指定を免除する。（上記受賞者リストはホームページ入札・契約情報ページに掲載しています。）			
	6	技術者	電気工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。当該技術者は開札日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過しており、(3)専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。			
7	その他	公益財団法人横浜市建築保全公社の電子入札システム利用申請を行い、当公社の電子入札システムにより利用者登録を完了していること。				
積算疑義制度		対象工事				
提出書類	入札者	(1)入札書(2)工事費内訳書				
	落札者	(1)主任技術者届出書 (2)(1)に記載された技術者の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等) (3)(1)に記載した資格を証明する書類(建設業法に定める技術検定の合格証明書写し等)				
設計図書の購入先申込期限	電子図渡し ※ダウンロード手順 (1) 当公社の <a href="#">電子入札システム</a> より、本件の情報を検索し、条件付一般競争入札設計図書ダウンロード用パスワードを取得。 (2) 当公社の <a href="#">入札情報公開システム</a> より、本件の情報を検索し、上記(1)で取得したパスワードを入力して入手してください。					
入札期間	令和 元 年 7 月 18 日 ~ 令和 元 年 7 月 24 日 午後5時00分 (電子入札システム利用時間は午前8時30分～午後8時00分。また土曜日、日曜日及び祝祭日は利用できません。)					
開札予定日時	令和 元 年 7 月 25 日 午前 9 時 00 分					
支払い条件	前払金	する	部分払	しない	契約保証金	要求
建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律第9条第1項に規定する対象工事					該当しない	
注意事項	入札にあたっては、入札書及び工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書には、当該工事に対応する内容の内訳を記載することとし、工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致させること。					
工事担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社	設 備 課	電 気 係	電 話	663-8031	
契約担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社	総 務 課	契 約 係	電 話	641-3124	

契約番号	19-2182					
入札方法	電子入札					
入札型式	簡易型条件付一般競争入札					
工事件名	豊田地区センター高圧引込ケーブル改修工事					
施工場所	栄区飯島町1368番地1					
工事概要	高圧ケーブル引替工事及びP A S 交換等工事					
工期	契約締結の日から令和 元 年 10 月 31 日 まで					
予定価格	¥2,580,000 (消費税及び地方消費税を除く)					
最低制限価格	開札後に公表					
入 札 参 加 資 格	令和元年度の横浜市入札参加資格登録を有する者で下記の1から7までの条件を満たす者。					
	1	登録工種	電気			
	2	格付等級	A・B			
	3	登録細目	電気設備工事			
	4	所在地区分※	市 内 ※横浜市入札参加資格登録の際、登記簿上の本店及び経審申請の主たる営業所が横浜市外の場合は、「準市内」又は「市外」登録となり、対象外です。			
	5	所在区指定	鶴見区内、神奈川区内、西区内、港南区内、磯子区内、金沢区内、港北区内、都筑区内、青葉区内、戸塚区内、栄区内又は瀬谷区内のいずれかに主たる営業所の所在地があること。 ※「優良工事施工者表彰受賞者リスト（平成31年4月1日付）」登載者は所在区指定を免除する。（上記受賞者リストはホームページ入札・契約情報ページに掲載しています。）			
	6	技術者	電気工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。当該技術者は開札日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過しており、(3)専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。			
7	その他	公益財団法人横浜市建築保全公社の電子入札システム利用申請を行い、当公社の電子入札システムにより利用者登録を完了していること。				
積算疑義制度		対象工事				
提出書類	入札者	(1)入札書(2)工事費内訳書				
	落札者	(1)主任技術者届出書 (2)(1)に記載された技術者の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等) (3)(1)に記載した資格を証明する書類(建設業法に定める技術検定の合格証明書写し等)				
設計図書の購入先申込期限	電子図渡し ※ダウンロード手順 (1) 当公社の <a href="#">電子入札システム</a> より、本件の情報を検索し、条件付一般競争入札設計図書ダウンロード用パスワードを取得。 (2) 当公社の <a href="#">入札情報公開システム</a> より、本件の情報を検索し、上記(1)で取得したパスワードを入力して入手してください。					
入札期間	令和 元 年 7 月 18 日 ~ 令和 元 年 7 月 24 日 午後5時00分 (電子入札システム利用時間は午前8時30分~午後8時00分。また土曜日、日曜日及び祝祭日は利用できません。)					
開札予定日時	令和 元 年 7 月 25 日 午前 9 時 00 分					
支払い条件	前払金	する	部分払	しない	契約保証金	免除
建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律第9条第1項に規定する対象工事						該当しない
注意事項	入札にあたっては、入札書及び工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書には、当該工事に対応する内容の内訳を記載することとし、工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致させること。					
工事担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社	設 備 課	電 気 係	電 話	663-8031	
契約担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社	総 務 課	契 約 係	電 話	641-3124	

契約番号	19-4005				
入札方法	電子入札				
入札型式	簡易型条件付一般競争入札				
工事件名	横浜市南部方面施設電気設備緊急改修工事（その2）				
施工場所	中区内、港南区内、磯子区内、金沢区内又は栄区内にある横浜市関連施設				
工事概要	緊急改修工事 ライフラインに関わる緊急改修工事 法令に基づく設備の緊急改修工事 その他迅速性を要する工事				
工期	契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日まで				
予定価格	¥19,660,000（消費税及び地方消費税を除く）				
最低制限価格	開札後に公表				
入 札 参 加 資 格	令和元年度の横浜市入札参加資格登録を有する者で下記の1から8までの条件を満たす者。				
	1	登録工種	電気		
	2	格付等級	A・B		
	3	経審総合評定	750点以上		
	4	登録細目	電気設備工事		
	5	所在地区分※	市 内 ※横浜市入札参加資格登録の際、登記簿上の本店及び経審申請の主たる営業所が横浜市外の場合は、「準市内」又は「市外」登録となり、対象外です。		
	6	所在区指定	中区内、港南区内、磯子区内、金沢区内又は栄区内のいずれかに主たる営業所の所在地があること。		
	7	技術者	電気工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。当該技術者は開札日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過しており、(3)専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。 工事期間中のみ配置すること 現場代理人は、当公社発注の他工事との兼任を可能とする。		
	8	その他	公益財団法人横浜市建築保全公社の電子入札システム利用申請を行い、当公社の電子入札システムにより利用者登録を完了していること。		
積算疑義制度		対象工事			
提出書類	入札者	(1)入札書(2)工事費内訳書			
	落札者	(1)主任技術者届出書 (2)(1)に記載された技術者の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等) (3)(1)に記載した資格を証明する書類(建設業法に定める技術検定の合格証明書写し等)			
設計図書 の購入先 申込期限	電子図渡し ※ダウンロード手順 (1) 当公社の <a href="#">電子入札システム</a> より、本件の情報を検索し、条件付一般競争入札設計図書ダウンロード用パスワードを取得。 (2) 当公社の <a href="#">入札情報公開システム</a> より、本件の情報を検索し、上記(1)で取得したパスワードを入力して入手してください。				
入札期間	令和元年 7月 18日 ~ 令和元年 7月 24日 午後5時00分 (電子入札システム利用時間は午前8時30分~午後8時00分。また土曜日、日曜日及び祝祭日は利用できません。)				
開札予定日時	令和元年 7月 25日 午前 9 時 00 分				
支払い条件	前払金	しない	部分払	しない	契約保証金 免除
建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律第9条第1項に規定する対象工事					該当しない
注意事項	入札にあたっては、入札書及び工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書には、当該工事に対応する内容の内訳を記載することとし、工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致させること。				
工事担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社	設 備 課	電 気 係	電話	663-8031
契約担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社	総 務 課	契 約 係	電話	641-3124

**令和元年度**  
**電気設備緊急改修工事業者の募集について**

入札期間

令和元年7月18日（木）～令和元年7月24日（水）

開札日

令和元年7月25日（木）

（開札日前日 17 時以降の入札はできませんので、ご注意ください。）

**公益財団法人 横浜市建築保全公社**

公益財団法人横浜市建築保全公社では、横浜市関連施設での電気設備改修工事のうち、緊急性を要する改修工事等に速やかに対応するため、事業者を募集します。

この募集は、限られた時間内や期間に工事を完了していただく場合や施設の都合により、夜間や休日等に工事を実施していただくこともあります。

緊急改修工事を中心となるため、迅速かつ的確に工事を行うことが必要となりますので、以下の内容をご理解、ご承諾のうえ、ご参加ください。

## 1 工事内容

### 緊急改修工事

- ア ライフラインに係わる緊急改修工事
- イ 法令に基づく設備の緊急改修工事
- ウ その他迅速性を要する工事

## 2 施工場所

南部方面 中区内、港南区、磯子区内、金沢区内又は栄区内

工事件名は「横浜市南部方面施設電気設備緊急改修工事（その2）」とします。

## 3 工期

契約締結の日から令和2年3月31日まで

## 4 予定価格

19,660,000円（消費税及び地方消費税を除く）

## 5 最低制限価格

最低制限価格を設定しておりますので、最低制限価格を下回った場合は失格となります。最低制限価格は、開札後に公表します。

## 6 入札方法

電子入札

## 7 入札保証金等

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除



(2) 前払金及び部分払

なし

(3) 支払方法

工事請負契約約款第33条に基づきお支払いします。

8 申込資格

(1) 登録工種

電気

(2) 登録細目

電気設備工事

(3) 経審総合評価

750点以上

(4) 所在地区分

市内

(5) 技術者

ア 電気工事業に係る主任技術者を、工事期間中、施工現場に配置すること。

イ 現場代理人は、横浜市建築保全公社発注の他の工事との兼任は可能とします。

(6) その他

ア 令和元・2年度の横浜市入札参加資格者審査申請における主たる営業所の所在地が、施工場所の区に存在すること。

イ 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 当公社へ電子入札システム利用申請を行っている者であること。

9 申込方法

(1) 入札期間

令和元年7月18日(木)～令和元年7月24日(水) 17時まで

○(電子入札システム利用時間は午前8時30分～午後8時00分。また土曜日、日曜日及び祝祭日は利用できません。)

(2) 設計図書

当公社の電子入札システムより本件の情報を検索し、条件付一般競争入札設計図書ダウンロード用パスワードを取得。当公社の入札情報システムより本件情報を検索し、取得したパスワードを入力して入手してください。

(3) 提出書類

入札書及び工事費内訳書

○当公社電子入札システムから入札書・工事費内訳書提出

## 1 0 質問等

### (1) 質問書受付

令和元年7月16日(火) 正午

FAX又はE-MAILでお願いします。

FAX 045(664)7055

E-MAIL [soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp](mailto:soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp)

### (2) 質問書回答

令和元年7月18日(木) 午前9時頃

公益財団法人横浜市建築保全公社ホームページ上で回答いたします。

### (3) 質問内容

今回の案件は、図面がありませんので、設計図書の内容等についてもご質問をお受けいたします。

## 1 1 開札日時等

日 時 令和元年7月25日(木) 午前9時から

## 1 2 契約方法等

### (1) 設計図書等に基づき、入札に参加してください。

図面はありませんので、数量等については設計図書をご利用ください。

### (2) 最低制限価格を設定しておりますので、最低制限価格を下回った場合は失格となります。

### (3) 失格者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札を落札価格とします。

### (4) 落札価格で、複数事業者の入札があった場合はくじ引き(電子くじ)により決定します。

### (5) 落札候補者となった事業者に対し、7月29～30日に資格審査を行います。落札候補者が失格となった場合は、順次繰り上げを行います。

### (6) 落札価格で契約を締結しますが、この契約は工期内に発生する緊急改修工事等のみに対応するものであり、状況により緊急改修工事等が発生しない場合もありますので、工事発注等を約束するものではありません。

### (7) 予定価格は、過去の実績等から算定しています。

### (8) 工事発生時には、当該契約に基づき「工事指示書」により発注しますので、個々の工事ごとに別途契約を締結いたしません。

### (9) 年度終了時等に、工事实績に基づいて一括で変更契約を行います。

### (10) 工事費の支払いは、「工事指示書」により施工した緊急改修工事等の完成ごとに行います。

### 1.3 工事の発注方法

- (1) 緊急改修工事が発生した場合、公益財団法人横浜市建築保全公社から調査等依頼（「調査等依頼書」）を行いますので、現場調査を行っていただきます。
- (2) 現場調査後、工事内容を確定し、設計図面及び見積書を提出していただきます。
- (3) 公益財団法人横浜市建築保全公社が作成した設計書の工事価格（同一年度内で、単価等が変動することがあります。）に、落札率を乗じた金額にて「工事指示書」を発行いたしますので、「同意書」を提出していただきます。
- (4) 原則として合意後に工事を行っていただきますので、工事の着手は「同意書」を提出していただいてからとします。
- (5) 特に緊急を要する場合、口頭又は電話等により指示し、直ちに「工事指示書」により発注しますが、原則として合意後に工事を行っていただきます。
- (6) 工事等の検査については、原則として公益財団法人横浜市建築保全公社担当者による現場での確認とします。確認時に作業前及び作業後の写真を提出していただきます。
- (7) 検査終了後、請求書を提出していただければ、各工事別に支払いをいたします。
- (8) 工事は、施設の都合等により夜間又は休日等に実施する場合があります。

### 1.4 契約の解除

- (1) 事業者の業務遂行が著しく不良（正当な理由がなく工事の受注を拒んだ場合を含む。）であるとみとめられるとき。
  - (2) 業務その他、公益財団法人横浜市建築保全公社が発注する工事等を一括して下請の事業者に施工させたとき。
  - (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく、指名停止を受けた場合で、業務を継続することがふさわしくないと認められるとき。
  - (4) 倒産等経営不振により業務の遂行が不可能になったとき。
  - (5) 工事業者が契約の解除を申し出たとき。
  - (6) 契約に違反したとき。
- 契約期間中であっても、上記に該当した場合、契約を解除する場合があります。

公益財団法人 横浜市建築保全公社 総務課契約係  
横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階  
電 話 045 (641) 3124  
FAX 045 (664) 7055  
E-MAIL [soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp](mailto:soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp)